



宮監公表第25号  
令和2年5月25日

宮崎市監査委員	河野まつ子	
宮崎市監査委員	荒木敏	
宮崎市監査委員	上野悦男	
宮崎市監査委員	嶋田喜代子	

定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等  
危機管理部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり



(報告様式1)

### 令和元年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：危機管理部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(危機管理課)</p> <p>①令和元年度行政財産の目的外使用許可および減免について、部長の専決であるにもかかわらず、局長決裁としていた。</p> <p>②平成30年度の市外旅行命令（鹿児島市（2月7日 2名参加）に係る高速バスについて、回数乗車券（4枚綴り）で算定すべきところ、往復乗車券2名分で算定していた。  往復乗車券 4,630円×2名=9,260円  回数乗車券（4枚綴り） 8,220円 差額1,040円</p> <p>(地域安全課)</p> <p>①平成30年度の宮崎地区地域安全協会運営事業補助金（交付決定額 2,600,000円）に係る交付確定について、部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた。</p>	<p>(危機管理課)</p> <p>①指摘を受け、事務決裁規程に基づく決裁を行った。  また、財務規則や事務決裁規程等根拠法令に基づいた事務処理を行うことについて、職員研修を実施して周知徹底を図った。</p> <p>②指摘を受け、算定誤りによる差額について、返納処理を行った。  今後、算定誤りのないよう、関係規程等の確認を徹底し、適切な処理を行う。</p> <p>(地域安全課)</p> <p>①指摘を受け、事務決裁規程に基づく決裁を行った。  また、財務規則や事務決裁規程等根拠法令に基づいた事務処理を行うことについて、職員研修を実施して周知徹底を図った。</p>

令和2年 4月30日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

